

## 京都市保健所（保健センター）運営協議会の構成について

平成29年度、京都市では、市民サービスの向上につながるよう、保健と福祉の垣根を取り払い、市民に分かりやすい6つの分野別の窓口（健康長寿推進、障害保健福祉、生活福祉、保険年金、子どもはぐくみ、医療衛生）に再編した「保健福祉センター」を各区役所・支所に設置しました。

また、違法な「民泊」の適正化や感染症・食中毒などの健康危機管理業務に対応する「医療衛生センター」を保健福祉局に設置しました。

これらの組織改正を契機として、保健所（保健センター）運営協議会の構成について、下記のとおりとします。

### 記

#### 1 保健所運営協議会及び保健センター運営協議会の構成

##### (1) 保健所運営協議会（本会）

- 保健所業務全般について協議を行う。
- これまで保健所運営協議会には、衛生関係団体の参画がなく、地域保健のうち、対物保健（生活衛生、食品衛生、民泊等）について協議する体制の整備が課題となっている。
- このため、保健所運営協議会に新たに衛生関係団体から数名に委員として参画いただくことで、対物保健について協議する体制の整備を図るとともに、対物保健については、これまで保健センター運営協議会を中心に協議を行ってきたが、医療衛生センターにおいて広域的に取り組む本市の体制に合わせ、協議の場を保健所運営協議会とする。
- 新たに委員として参画いただく衛生関係団体は、現在、保健センター運営協議会に参画している団体を中心に選出する。

##### (2) 保健センター運営協議会（部会）【地域保健推進協議会に改称】

- 保健福祉センターでは、地域に根差した取組を進めるため、健康長寿の取組を中心に、各分野においても、保健福祉センターの職員が積極的に地域に出向き、市民に身近な場所で健康づくりや子育て支援等の取組を進めている。
- このため、保健センター運営協議会では、保健福祉センターが所管する健康づくり、精神保健・難病対策、母子保健を中心に、地域での取組の推進について協議を行う。
- なお、感染症対策については、医療衛生センター（本庁）の所管となるが、感染症発生時には、医療衛生センターと保健福祉センターとの連携が必要となることから、取組や実績等については、引き続き、保健センター運営協議会の報告事項として取り扱うこととする。
- また、保健福祉センターが所管する保健所業務を中心に、地域保健の推進について協議する場であることが市民に分かりやすく伝わるよう、「〇〇区地域保健推進協議会」の名称に改めることとする。

### 【協議の対象】

	見直し前	見直し後
保健所運営協議会	○ 保健所業務全般	○ 保健所業務全般
保健センター運営協議会 (地域保健推進協議会)	○ 健康づくり ○ 精神保健 ○ 母子保健 ○ 感染症 ○ 生活衛生 ○ 狂犬病・動物愛護 ○ 食品衛生 ○ 民泊	○ 健康づくり ○ 精神保健 ○ 母子保健 ○ 感染症

協議の場を  
保健所運営協議会に変更

### 【委員構成】

	見直し前	見直し後
保健所運営協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府医師会</li> <li>・京都府歯科医師会</li> <li>・京都府薬剤師会</li> <li>・京都市保健協議会連合会</li> <li>・各保健センター運営協議会代表（11名）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都府医師会</li> <li>・京都府歯科医師会</li> <li>・京都府薬剤師会</li> <li>・京都市保健協議会連合会</li> <li>・<u>衛生関係団体（数名）</u></li> <li>・各保健センター運営協議会代表（11名）</li> </ul>
保健センター運営協議会 (地域保健推進協議会)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係団体代表</li> <li>・福祉関係団体代表</li> <li>・<u>衛生関係団体</u></li> <li>・地域住民団体代表</li> <li>・学校保健関係者代表</li> <li>・職域保健関係者代表</li> <li>・学識経験者</li> <li>・利用者代表（市民公募委員）</li> <li>・警察機関・消防機関代表</li> <li>・その他</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療関係団体代表</li> <li>・福祉関係団体代表</li> <li>・地域住民団体代表</li> <li>・学校保健関係者代表</li> <li>・職域保健関係者代表</li> <li>・学識経験者</li> <li>・利用者代表（市民公募委員）</li> <li>・警察機関・消防機関代表</li> <li>・その他</li> </ul>

※ 区役所支所についても、今般の組織改正に伴い保健所の支所として位置付けられたが、協議会については、これまでどおり本所との合同開催とする。

## 2 主な協議事項

### (1) 保健所運営協議会

- 京都市保健所運営方針の策定・評価
- 分野別行動計画に関する意見聴取
- 全市的な保健所施策・事業に関する報告 等

### (2) 保健センター運営協議会（部会）【地域保健推進協議会に改称】

- 保健福祉センターの取組事項の説明・評価
- 管内の地域課題，健康課題の解決に向け，地域における健康づくり事業（アウトリーチ型）をはじめ，保健福祉センターが取り組む保健所業務（健康づくり，精神保健・難病対策，母子保健）に関する意見聴取 等

### 【参考】京都市保健所の組織

